議案第８８号

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月１日

提出者　　瑞穂町長　　山　﨑　　栄

（提案理由）
都市計画税の税率の特例を延長するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市計画税条例（昭和３３年条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則第１５項（見出しを含む。）中「令和６年度から令和８年度まで」を「令和９年度から令和１１年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分

までの都市計画税については、なお従前の例による。

瑞穂町都市計画税条例　新旧対照表

新	旧
第1条から第6条　略 附　則 1から14　略 （令和9年度から令和11年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例） 15　令和9年度から令和11年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。 16　略 附　則 （施行期日） 1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和8年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	第1条から第6条　略 附　則 1から14　略 （令和6年度から令和8年度まで の各年度分の都市計画税の税率の特例） 15　令和6年度から令和8年度まで の各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。 16　略